



千葉市では、

「統計調査員」を募集しています！

1 統計調査員って？

国勢調査をはじめとする統計調査の多くは、統計調査員と呼ばれる皆様のご協力のもとに運営されています。

主に、調査対象となるお宅や会社を訪問、調査書類を配り、回収、提出することがお仕事で、大変なこともありますが、大きなやりがいもあります。

ぜひ、統計調査員として、千葉市で働いてみませんか？

統計調査員のお仕事



 ①調査の依頼・受諾（区→統計調査員）

 ②区が主催する事前説明会に出席

 ③調査前の準備（書類作成や調査区確認）

 ④訪問調査、調査票の配布など

 ⑤調査票の回収、督促の訪問

 ⑥調査票などの書類整理・点検

 ⑦調査票の提出（統計調査員→区）

※統計調査によって、内容が変わることがあります。

2 統計調査員の身分・報酬・表彰

統計調査期間中、非常勤特別職の公務員として任命されます。（任命期間は概ね2～3か月）

一般職の公務員と同様、職務上知り得たことに関して守秘義務が発生します。

調査内容や受け持ちの件数等により、報酬が支払われます。（1調査あたり概ね3～5万円程度です。）

多くの統計調査に従事いただいた方の中には、県知事表彰、大臣表彰の対象になる方がいます。

さらに長年調査に従事いただいた方の中には、叙勲・褒章対象となる方がいます。

統計調査員になる要件



次のすべてを満たす方が対象です。

- ・20歳以上の健康な方
- ・責任を持って調査事務を遂行できる方
- ・調査上知り得た事項を他に漏らさない方
- ・警察・選挙・税務に直接関わらない方

統計調査員による主な統計調査

調査名	調査対象	周期	調査期日	次回
就業構造基本調査	世帯	5年	10月1日	2022
住宅・土地統計調査	世帯	5年	10月1日	2023
経済センサスー基礎調査	事業所	未定	未定	未定
全国家計構造調査	世帯	5年	10月1日	2024
農林業センサス	事業所	5年	2月1日	2020
国勢調査	世帯	5年	10月1日	2020
経済センサスー活動調査	事業所	5年	6月1日	2021

※統計調査によって、内容が変わることがあります。

よくある質問

◆Q1. 統計調査は、ずっと継続して、お仕事はありますか？

A1. 1調査概ね2～3か月で終了しますが、調査によっては継続実施する調査もあります。

◆Q2. 未経験者で大丈夫ですか？

A2. 未経験の方も従事いただいています。他の調査員や同行者が支援する制度もあります。

◆Q3. 調査員の仕事で、大変なことは何ですか？

A3. 調査票配布の際に調査を断られたり、不在宅を再度訪問したりすることがあります。限られた期間内で、無理がない範囲で督促をお願いしています。

◆Q4. 都合に合わせて、調査員になることはできますか？

A4. 目安は任命期間です。兼業の場合、スケジュールや業務量を踏まえ、ご検討ください。

◆Q5. 県や他の都市との調査員の掛け持ちはできますか？

A5. できます。ただし、掛け持ちの場合はスケジュールが重ならないか等の確認が必要です。

◆Q6. 調査員は自分が住んでいる区でないと、ダメですか？

A6. いいえ。訪問するエリアの希望について、相談できます。

◆Q7. 千葉市以外の住民でも、千葉市の調査員になれますか？

A7. なれます。市外にお住まいの方でも、実際に千葉市で調査に従事されています。

◆Q8. 調査員向けの研修などはありますか？

A8. あります。国、県で実施していますので、ご案内できます。

◆Q9. ケガや事故の補償はありますか？

A9. あります。調査活動中事故等にあつた際、法令に基づいて公務災害補償が適用されます。

【問合せ先】 ※訪問調査を希望する区に、直接お問い合わせください。

- ・中央区 地域振興課 選挙統計班 電話 221-2104
- ・花見川区 地域振興課 選挙統計班 電話 275-6191
- ・稲毛区 地域振興課 選挙統計班 電話 284-6104
- ・若葉区 地域振興課 選挙統計班 電話 233-8121
- ・緑区 地域振興課 選挙統計班 電話 292-8104
- ・美浜区 地域振興課 選挙統計班 電話 270-3121
- ・政策企画課 統計室 調査班 電話 245-5714 (このチラシに関すること)

【お知らせ】

各區で統計調査員が不足しています。
経験の有無を問いません。
統計調査に関することや応募について
問合せをお待ちしています。

履 歴 書

年 月 日現在

ふりがな			写 真
氏 名			
年 月 日生 (満 歳)	国籍 (該当番号に○) 1. 日本 2. その他		
ふりがな			電 話
現住所			()
年号	年	月	学歴、職歴、賞罰等 (各項にまとめて)

※過去において、本市に雇用されていた場合は、その期間、所属等を必ず下記に記入のこと。

期 間	所 属 課	職 種	適 用 区 分
年 月 日～ 年 月 日			非常勤・臨時
年 月 日～ 年 月 日			非常勤・臨時